

■年金について

1 障害基礎年金

ケガや病気などが原因で精神や身体に障がいをお持ちの方で、仕事をするとき、また、日常生活を送るうえで支障のある方に年金を支給する制度です。

【支給要件】 障害基礎年金は、以下の(1)から(3)までの3つの条件を満たしたときに支給されます。

(1)国民年金の加入中に初診日のある方

(2)20歳未満のときに初診日のある方が、20歳に達したとき

(3)60歳で加入をやめたが、65歳以前に初診日があり、老齢年金を繰り上げて受給していない方

※(1)と(3)については、保険料納付期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上あることが条件です。ただし、初診日において65歳未満で、初診日が令和8年4月1日前にあるときは、直近の1年間に未納がなければ受けられます。

【障がいの認定時】

初診日から1年6ヵ月を経過した日、または障がい（症状）が固定した日

【年金額】（令和2年4月現在）

偶数月の原則15日に2ヵ月分まとめて支給されます。

・1級：年額977,125円（月額81,427円）

・2級：年額781,700円（月額65,141円）

【子の加算】

障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子か、20歳未満の障がい者）がいるときは、次の額が加算されます。

・1人目、2人目：（1人につき）年額224,900円

・3人目以降：（1人につき）年額75,000円

問合せ先	役場住民生活課 社会係	電話（0137）62-2112
	熊石総合支所住民サービス課 戸籍保険係	電話（01398）2-3111

2 障害厚生年金

(1)障害厚生年金（1級・2級）＋障害基礎年金

厚生年金の被保険者が、在職中に初診日のある傷病やケガにより、初診日から1年6ヶ月たった日あるいは1年6ヶ月たたない間に治った日（症状が固定した日）に、国民年金法の障害等級表の1級または2級に認められたときに、障害基礎年金と障害厚生年金が支給されます。ただし、初診日の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上は、保険料納付済期間および免除期間で

あることが必要です。

(初診日が令和 8 年 4 月 1 日前にあるときは、初診日の前々月までの 1 年間に保険料の滞納がなければよいことになっています。)

(2)障害厚生年金 (3 級)

上記の在職時および納付要件のある方の障がい程度が 3 級に該当する場合、厚生年金保険から独自に支給されます。

(3)障害手当金 (一時金)

上記の在職時および納付要件のある方の傷病が、初診から 5 年以内に治癒し、3 級よりやや軽い障がいが残ったときに支給されます。

問合せ先	函館年金事務所	電話 (0138) 56-1165
------	---------	-------------------

3 船員保険

被保険者または被保険者であった方の職務上および通勤による障がいについて、一定の保険給付を行うものです。

問合せ先	函館年金事務所	電話 (0138) 56-1165
------	---------	-------------------

4 各種共済年金

組合員である間に初診日のある傷病により、障害認定日において定められた障害程度に該当する状態になったときに支給されます (ただし、在職中は原則として停止されます)。その程度が 1 級または 2 級の場合は、原則として障害基礎年金も支給されます。

問合せ先	各共済組合
------	-------

5 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方が受給できる制度です。

【対象者】

- ・平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の 1 級、2 級相当の障害の状態にある方 (ただし、65 歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限る)

※障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

【支給額】（令和2年4月現在）

- ・ 障害基礎年金1級相当に該当する方：基本月額 52,450 円
- ・ 障害基礎年金2級相当に該当する方：基本月額 41,960 円

※本人の所得が一定の額以上であるときは、支給額の全額又は半額が停止される場合があります。

※老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額が支給されます。（特別障害給付金の額を上回る場合は、支給されません。）

問合せ先	函館年金事務所	電話（0138）56-1165
------	---------	-----------------

